宝塚市高齢者等住宅改造資金助成事業に関する協定書

　宝塚市高齢者等住宅改造資金助成事業実施要綱に基づき、日常生活に介助を要する高齢者等が住み慣れた住宅で安心して穏やかな生活を送れるように、住宅を改造する資金を助成する事業に関し、宝塚市（以下「甲」という。）と施工業者　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

　（対象者）

第１条　助成の対象者は、要綱に基づき決定された者とする。

　（工事箇所）

第２条　工事箇所は、次のうち宝塚市が決定した箇所とする。

　　①　浴室・洗面所　②　便所　③　玄関　④　廊下・階段　⑤　居室　⑥　台所

　（調査）

第３条　甲は、住宅改造に際し、対象者の身体状況及び家屋状況等を調査する。

　（見積書）

第４条　乙は、甲の指示により、対象工事に係る見積書を対象者に提出する。

　（契約）

第５条　乙は、住宅改造に際し、対象者が宝塚市に提出した高齢者等住宅改造工事計画書　に基づき、対象者と契約する。

　（工事及び工事完了審査）

第６条　乙は、誠意をもつて工事を施工するものとし、工事完了後は、甲の工事完了審査　を受けなければならない。

　（秘密を守る義務）

第７条　乙は、その業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

　（協定の解除）

第８条　甲は、必要があるときは、乙と協議のうえ、この協定を解除することができる。

２　甲は、前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当すると認められる場合は、　この協定を解除することができる。

　（１）　不正行為があつたとき。

　（２）　この協定書に違反したとき。

　（契約期間）

1. この協定の有効期間は、令和　　年（　　　　　年）　　月　　日から令和　　　年（　　　　　年）３月３１日までとする。ただし、この期間満了１カ月前までに甲、乙いずれもそれぞれ相手方に対して文書による異議の申し出がないときは、この期間は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

　（疑義）

第10条　この協定に定めのない事項及び施工上生じた疑義については、必要の都度、甲・乙協議のうえ決定する。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

　　　令和　　年（　　　　　年）　　月　　日

甲　宝塚市東洋町１番１号

宝塚市長　　森　臨　太　郎

乙 所在地　　〒

電話

事業者名